

佐久市公告第62号

自動販売機設置のための市有施設の貸付けに係る一般競争入札の実施について

自動販売機設置のための市有施設の貸付けに係る一般競争入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年4月23日

佐久市長 柳田 清二

1 貸付物件（所在の佐久市は省略）

番号	所在	施設の名称	貸付面積	最低貸付価格	設置台数	種別
1	取出町455番地1	佐久市こども・子育て支援拠点施設	2.0 m ²	126,655 円	1 台	飲料
2	取出町455番地1	佐久市こども・子育て支援拠点施設	2.0 m ²	126,655 円	1 台	アイスクリーム類、氷菓類

※最低貸付価格は、貸付期間中の総額である（消費税等の額を含む。）。

2 入札者の参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

- （1）政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- （2）政令第167条の4第2項第1号から第7号までのいずれにも該当しない者（いずれかに該当した者であって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。
- （3）個人にあつては、佐久市内に住所を有すること。また、法人にあつては、長野県内に本店を置いていること。
- （4）佐久市又は長野県から指名停止措置を受けていないこと。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （6）入札の日において、自らが管理・運営する飲料又はアイスクリーム類等の自動販売機を設置した実績が過去3年間にあること。
- （7）次のいずれにも該当していないこと。

ア 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等

イ 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

3 入札参加申込書の配布場所、配布期間及び提出期限

- (1) 配布場所 下記担当課
- (2) 配布期間 令和8年4月23日(木)から令和8年5月14日(木)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (3) 提出期限 令和8年5月14日(木)午後4時必着

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年5月18日(月) 午前10時00分から
- (2) 場 所 佐久市こども・子育て支援拠点施設 1階 多目的ホール

5 入札保証金

入札参加希望者は、見積もる契約金額の100分の5以上の額を入札保証金として、入札開始前までに納付すること。ただし、佐久市財務規則(平成17年4月1日佐久市規則第39号。以下「財務規則」という。)第109条第1項の規定により全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りでない。

6 契約保証金

落札者は、契約を締結する時までに、契約保証金として落札金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、財務規則第124条第3項の規定により全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りでない。

7 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

8 その他

詳細は、入札説明書によるものとする。

9 担当課及び問合せ先

佐久市こども・子育て支援拠点施設 こども家庭支援課
住所：〒385-0043 佐久市取出町455番地1
電話：0267-77-7492
Mail：kodomok@city.saku.nagano.jp